保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | たけのこ保育室 |
| 事業者の所在地 | 西東京市芝久保町１－１６－２ |
| 事業者の電話番号 | ０４２－４６２－５４２６ |
| 代表者氏名 | 甫足　靖恵 |

２　事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 家庭的保育事業 |
| 名称 | たけのこ保育室 |
| 所在地 | 西東京市芝久保町１－１６－２ |
| 電話番号 | ０４２－４６２－５４２６ |
| 責任者氏名 | 甫足　靖恵 |
| 開設年月日 | 平成２３年３月１日 |
| 利用定員（年齢別） | ５ヵ月～２歳児 | （4月1日時点） | 定員　5名 |

３　施設・設備の概要　※別添可

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建物 | 延床面積 | ４７㎡ |
| 施設設備の数と面積 | 保育室 | １室 | １６.５㎡ |
|  | 調理室 | １室 | ６．６㎡ |
|  | 幼児用トイレ | １個 | ０．８㎡ |
| 設備の種類 | 冷暖房等 |
| 屋外遊戯場（園庭） | 代替場所　公園５か所　芝久保児童館徒歩３分 |

４　事業の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | ５ヵ月から２歳児（4月1日時点）までの保育 |
| 運営方針 | 1. 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場　　　　　　　　を提供するよう努めるものとする。
2. 当園は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、利用こどもの状況や発達の過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
3. 当園は、利用子どの属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用こどもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
 |

５　職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家庭的保育者１名 | 保育補助者２名 | 保育補助者兼調理員　1名 |

６　保育・教育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月曜日から土曜日 |
| 休所日 | 日曜日、祝祭日、年末年始１２月２９から１月３日 |

７　保育・教育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から土曜日 | 午前８時００分から午後１８時００分まで |

（２）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前９時００分から午後１７時００分まで午前８時３０分から午後１６時３０分まで |
| 延長保育時間 | ８時間を超えた時間 |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 延長保育料 | 無料 |

９　毎日の保育・教育の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 時間 | 乳児 |
| ８:００ | 開園順次登園検温・視診自由遊び・絵本の読み聞かせ |
| 8:309:009:30 | 保育短時間（８時間）開始順次登園検温・視診　　　　　おやつ　トイレ |
| 10:00 | 朝の会　手遊び歌・紙芝居散歩 |
| 11:30 | 帰園　手洗い・トイレ |
| 12:00 | 給食 |
| 12:3014:3015:0015:30 | お昼寝目覚めトイレ・手洗いおやつ |
| 16:00 | 室内遊び・お散歩 |
| 16:3017:0018:00 | トイレ（年齢に応じて）順次降園・延長保育閉園 |
|

お散歩のコース

近隣にある芝久保運動場、芝久保児童館などにお散歩に行きます。

１０　保育計画（年間）

|  |  |
| --- | --- |
| クラス | 保　育　計　画 |
| ０歳児 | 個人さに留意しながら、離乳や歩行の完成に向けて保育を進め、健やかな成長を促す。 |
| １歳児 | 自然物やまわりのものに興味をもち、十分に体を動かし、歩行や探索を楽しむ。 |
| ２歳児 | 保育者と安定したかかわりを通して、基本的な生活習慣の自立を目指し、身のまわりのことを自分でしようとする気持ちをもつ。 |
| その他（年間行事） | お誕生日会、遠足、水遊び、大根堀、お別れ会 |

１１　給食等について

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 提供内容 |
| おやつ | 給食 | おやつ |
| 主食 | 副食 |
| ０歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| １歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| ２歳児 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |

１）自園調理

　・旬の食材や行事食などを取り入れています。

　・塩分・糖分を控え食材の味を味わえるように調理しています。

　・行事食の提供をしています。　（お誕生日ケーキ、ハロウィン、クリスマス、ひな　まつり、節分）

２）献立表を毎月、配布しています。

３）食物アレルギーの対応にあたっては、医師の診断による生活管理指導表に基づいて　行　います。アレルゲンとなる食材を除く除去食対応となります。除去することにより提供する栄養がなくなる場合は別途、ご相談させて頂きます。持参になる場合もあります。

４）保育室で使用する食材について、まだ、食べたことのない食材については、事前に試　していただきます。

１２　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ・緊急災害カード・食事調査票・児童調査書・入園児健康意見書・受託までの生活状況・給食食材チェック表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・シーツ1枚（大判バスタオル可）・大判バスタオル１枚　・手つきコップ |

２）毎日持参いただくもの

|  |
| --- |
| ・通園バッグ・着替え　Ｔシャツ（長袖２・半袖２）ズボン２、下着・おむつ５枚常備、靴下　　　　　　　２足、冬（トレーナー、セーター等）・エプロン１枚・連絡帳 |

３）服装について

|  |
| --- |
| ・動きやすく、脱ぎやすいもの。なるべくフードのないもの。・ズボンは足首が隠れる長目のものをご用意下さい。・サイズが合ったもの。 |

その他　自宅から玩具や毎日の持ち物以外の物を持ち込みはご遠慮ください。小さい物は飲み込む危険があります。

|  |
| --- |
| ・お休みまたは遅れる場合は**９時**までにご連絡下さい。　　・お迎えが遅れる場合は、必ず１７時までにご連絡下さい。・お迎えの方が変更になる場合、事前に連絡帳、急な変更の場合はお電話にてご連絡下さい。代理人の方は保護者連絡票に記載の方のみとなります。　連絡先　保育室０４２－４６２－５４２６ |

１３　欠席の連絡、お迎えの変更について

１４　保育室と保護者との連携について

|  |
| --- |
| 保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。・連絡帳・お迎え時 |

１）健康管理、病気のときの対応

|  |  |
| --- | --- |
| 発熱について | 熱が３７．５度以上ある場合は登所を控えて下さい。 |
| 感染症について | 麻疹・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎、インフルエンザ、アデノウィルス結膜炎等の感染症にかかった場合は、登所停止期間を経過してから登所して下さい。登所の際は医師にご相談の上、登所許可が出てから登所して下さい。発熱や発疹がある場合は登園を控えて下さい。 |
| 毎朝の体温の確認 | 登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行って下さい。 |
| 投薬について | 医療行為に当たるため行いません。予め医師にご相談下さい。 |
| 緊急時の対応 | 保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合または、その他必要があると判断した場合は、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、事業者の判断で医師の診断をうけることもありますがその場合、治療費は保護者の負担となります。 |

注）集団生活の場ですので、登園する前に、発疹や、目の充血などいつもと違う症状がある　ときは、受診して医師に登園可能か確認してください。治癒証明書が必要な病気と診断された場合にはご連絡ください。また、登園再開する時には治癒証明書は必要です。

市内医師会を取り扱う「治癒（登園・登校）証明書」は保育園児の場合、公費負担とな　り、保護者負担はありません。受診の際、保育園に通っていることを主治医にお伝えください。治癒証明書の用紙は、各医療機関にあります。なお、市外の医療機関を受診した場合は、保護者負担となります。

1. ケガについて

日頃から事故防止、安全指導に努めていますが、受診が必要なケガは、保護者に連絡　　した後、職員が付き添って近医を受診します。その後の通院につきましては、ご家庭での通院をお願い致します。２００床以上の総合病院に紹介状無しで受診した場合、選定療養費は自己負担となります。

1. 保育中及び登降園の際にけがについて

病院を受診した場合、発生から治癒までの間の治療点数が５００点以上のものについて日本スポーツ振興センターより、給付基準により計算された額が支給されます。災害給付制度と乳児医療証などの医療保険証は併用できません。医療証を併用した場合は、後日返金手続きの為、子育て支援課より、納付書をお送りさせていただきます。

４）予防接種について

感染症を予防するために、予防接種はできるだけ標準的な接種年齢のうちにうけることをお勧めします。接種後は自宅で様子をみていただくことをお勧めします。やむを得ず接種後登園する場合は、接種した予防接種の種類と医師からの注意事項をお伝えください。保育中にいつもと違った様子が見られて際は、お迎えをお願いする場合がありますので、必ず連絡がつくようにしてください。予防接種を受けたら健康カードにご記入をお願い致します。

５）保険証について

保険証や医療証が更新及び変更された場合は、速やかに新規のものをコピーして、保育室に提出してください。

６）頭を打った後の登園について

頭を強く打った時は24時間程度状態を観察してください。また、ぶつけた時の状況を職員にお伝えください。

７）薬について

原則として薬はお預かりしていません。アトピー性皮膚炎、湿疹等の軟膏は個別にご相談させていただきます。薬を預ける際には、主治医による『与薬依頼書』が必要です。用紙は保育室にあります。

８）医療機関を受診するときについて

主治医に保育園に通っていることを必ずお話ください。

薬が処方される場合には朝・夕の２回にしていただけるかどうか、主治医に確認してく　ださい。家で薬を飲んでいる場合は体調の変化を知る目安となりますので、連絡帳等でお知らせください。

１５　健康診断について

１）年２回　芝久保保育園にて健康診断（内科、歯科）を行います。結果については書面にてお渡しします。（0歳児は毎月内科健診を行います）

　２）毎月、身長と体重の測定を行います。健康診断と身体測定の結果は、健康カードに記入し、お渡しします。確認後㊞又はサインをして翌日、返却をお願い致します。健康カードは卒園まで使用しますので大切に扱ってください。

１６　地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、避難場所は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所 | 一時避難　芝久保保育園広域避難所　上向台小学校 |

１７　非常災害時の対策

　　非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月**１**回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難訓練 | 月１回実施　火災及び地震 |
| 防災設備 | 消火器、火災報知器　 |

１）避難災害時の対応　災害時には、安全が確認できる場合は、原則として保育室におり　ます。

避難が必要な場合は、状況に応じて避難先へ避難を行います。避難状況は電話や電話　　が繋がらない場合には災害伝言板でお知らせ致します。避難を行った場合には避難先を示した貼り紙を玄関に掲示します。災害発生後は速やかなお迎えをお願い致します。「緊急・災害カード」は必要事項を記入の上、保育室へご提出ください。災害伝言板の練習を年３回行います。

２）保育室が閉園中に災害が発生した場合の対応

大地震や豪雨等の災害により、園舎に被害が生じるなど、安全なお預かりができない　　場合や、警報の発令、停電や交通機関の停止が予想される場合には、早めのお迎え、または、臨時休園を行う場合があります。臨時休園する場合は、市ホームページにても周知いたします。

１８　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | 賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 施設賠償責任保険 |
| 保険金額 | １名につき２億円　１事故につき５億円 |

★事業者の過失による怪我の場合、賠償責任保険の適用範囲以内での補償は申し受けますが、それ以上の責任は申し受けかねます。

１９　苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口

　　　たけのこ保育室　担当者　甫足　靖恵　０４２－４６２－５４２６

西東京市　幼児教育・保育課　０４２－４５２－６７７７

２０　守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

１）保育の提供に当たって、職員及び職員であったものが知り得た秘密や個人情報等は法令による場合を除き、保護者の同意を得ず第三者へ提供することはありません。

ただし、下記に記載した項目については使用又は他の関係機関と共有する場合がある　　ことを承諾いただいています。

1. 緊急時において、病院、その他関係機関へ、必要な情報提供を行う事
2. 他の保育施設からの転園、他の保育施設へ転園される場合、きょうだいが別の保育施設に在籍する場合において、施設間での必要な連絡調整を行う事
3. 保育の記録として職員が保育中に撮影した写真は、以下の目的に使用されること

・保育室で発行するおたより

・保育の様子を伝えるために室内に掲示

・広報等のために使用する場合には、保護者の同意を得ること

・卒園アルバム

1. 児童福祉法25条では支援や保護を必要とする児童を発見した者は、児童相談所に知らせる義務が規定されていますので子ども家庭支援センターと連携し、情報提供を行う事

２）保育室内での写真や動画撮影はご遠慮ください。撮影可能な場合には園から指示を致します。その際に撮影した写真をインターネット上に掲載することは、禁止とさせていただきます。

２１　連携保育施設

　　　・芝久保保育園　　　　西東京市芝久保町１－１４－３２　健康診断、水遊び、行事

　・manamana保育室 　 西東京市南町５－２－１０

・pocapoca保育室　　　西東京市田無町３－７－５

・田無向ヶ丘幼稚園　　　西東京市芝久保町１－１３－１０　大根堀

２２　嘱託医

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | たなしこどもクリニック |
| 医院長名 | 唐渡　孝子 |
| 所在地 | 西東京市芝久保町３－４－３０　ケルン田無２ |
| 電話番号 | ０４２－４５２－７１０１ |

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 仲川歯科医院 |
| 医師名 | 仲川　準 |
| 所在地 | 西東京市ひばりが丘北２丁目８－１５ |
| 電話番号 | ０４２－４２２－５４５０ |

２３　その他

1. 退所する場合には2ヵ月前にお知らせください。

２）自転車で通園する際は子どもにヘルメットや帽子の着用をお願い致します。前抱っこで　自転車を運転するのは危険ですので、ご遠慮ください。